

徳島労働局発表
令和2年9月4日

【照会先】
徳島労働局労働基準部賃金室
室長 伊坂 卓司
賃金指導官 森 恵子
電話：088(652)9165

「徳島県最低賃金」を時間額796円に改正

—令和2年10月4日より効力発生—

徳島労働局長は、8月25日に開催された徳島地方最低賃金審議会（会長 上原 克之 徳島大学大学院総合科学研究部准教授）からの最終答申を受けて、徳島県最低賃金を時間額796円に改正決定し、本日付けの官報に公示しました。新しい最低賃金は、10月4日（日曜日）より効力が発生します。

徳島労働局では、改正された最低賃金額について周知するとともに、引き続き中小企業・小規模事業場に対する支援を進めることとしています。

<徳島県最低賃金の改正答申の概要>

1	適用する地域	徳島県全域
2	適用する使用者	徳島県内で事業を営む使用者
3	適用する労働者	上記の使用者に雇用される労働者
4	最低賃金額	時間額796円（現行 時間額793円）
5	効力発生の日	令和2年10月4日

<経過>

徳島地方最低賃金審議会は、6月30日に徳島労働局長から諮問を受けて、改正に係る審議を重ねてきました。8月7日に開かれた同審議会において、3円引き上げて時間額796円とすることが適当との答申が行われました。この答申に対して、8月21日に異議の申出がなされました。8月25日、異議の取扱いについて審議が行われ、審議の結果、8月7日付け答申どおり決定することが適当との結論に至り、同日、同審議会から徳島労働局長へ最終答申がなされました。

<参考>

	時間額	効力発生日
答申内容	796円	令和2年10月4日
現行(A)	793円	令和元年10月1日
引上げ額(B)	3円	
引上げ率	0.38%	$= (B) \div (A) \times 100$

<添付資料>

- 1 答申文写(令和2年8月7日、8月25日)
- 2 徳島県地域別最低賃金改正の推移(平成14年～)

